

知的財産委員会規程

〔平成17年 3月29日〕
〔歴博規第 45号〕

最近改正 平成20年5月27日

(任務)

第1条 知的財産委員会（以下「委員会」という。）は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構知的財産規則第4条第2項及び第3項の審議及び業務を行う。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 知的財産委員長
- (2) 研究推進センター知的財産担当の研究教育職員
- (3) 博物館資源センター知的財産担当の研究教育職員
- (4) 広報連携センター広報担当の研究教育職員1名
- (5) 機構長から人間文化研究機構知的財産管理室員に任命された者
- (6) 館長が指名する職員 若干名

2 前項第6号に掲げる委員の任期は、委嘱した日の属する年度の末日までとし、再任は妨げない。

(委員長)

第3条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を行う。

(議事)

第4条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第5条 委員長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(部会)

第6条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(審議結果の報告)

第7条 委員長は、審議結果について、研究推進センター長を通じて館長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、管理部研究協力課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年3月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、人間文化研究機構組織規程（人間文化研

究機構規程第1号) について所要の改正がなされるまでの間、本規程第2条中の「広報連携センター長」は「広報連携センター準備室長」に、「研究推進センターの共同研究担当」は「研究委員長」に、「博物館資源センターの情報担当」は「情報委員長」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月22日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。